

【2024年10月以後の設計検査申請分※から、本書類の提出が必要です】

※設計検査を省略する場合は、設計住宅性能評価申請分又は長期優良住宅に係る長期使用構造等である旨の確認申請分から適用となります。
設計検査を省略する場合であっても、中間現場検査又は竣工現場検査時に提出が必要です。

【適新工11号書式】 確認日：令和 7 年 4 月 9 日

記載例 金利引下げ制度の対象区域に関するチェックシート

申請者(氏名又は名称)	住宅 太郎
(申請者以外が手続する場合に限り記入) 代理人(氏名又は名称)	フラット設計事務所
物件所在地(地名地番)	東京都文京区後楽〇-〇-〇

上記物件所在地の住宅について、次のとおり確認しました。この申出書及び添付書類に記載された事項は、事実と相違ありません。
なお、この申出に虚偽があった場合は、交付された竣工現場検査に関する通知書・適合証明書等を取り消されても何ら異議ありません。

建設又は購入予定の住宅について下記の誓約事項及びフローチャートの【Step1】から【Step3】までに掲げる区域への該当有無を確認してください。

(誓約事項)

都市再生特別措置法第88条第5項に規定する公表の措置※を受けていない又は対象外です。公表の措置を受けた場合は必ず検査機関に申し出ます。
⇒ 公表の措置を受けていることが判明した場合は、【フラット3S】、【フラット3S】維持保全型及び【フラット3S】子育てプラスを利用できません。

(ご注意事項)

○建設・購入予定の住宅が一部でも【Step1】から【Step3】までの区域に含まれる場合は、「該当する」にチェックしてください。
○【Step1】から【Step3】までに掲げるいずれかの区域に該当する場合で、着工前までに区域の指定が解除された際は金利引下げ制度を利用できますので、検査機関に申し出てください。

区域の確認フローチャート

以下の金利引下げ制度を利用できないことについて承諾します。
・【フラット3S】
・【フラット3S】維持保全型
・【フラット3S】子育てプラス

金利引下げ制度を利用できることを確認しました。

急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域に該当しないことを確認した方法にチェックをしてください。
(いずれかにチェック)
 各都道府県、市区町村が公表しているハザードマップ等で確認
⇒ 本チェックシートと併せて、ハザードマップ等の写しを検査機関に提出してください。
 区域が確認できる機関等(例：土木事務所)に確認
⇒ 確認日、確認先、確認者を記入してください。
・確認日：令和 7 年 4 月 6 日
・確認先： △△△△土木事務所
・確認者： フラット設計事務所 山田 一

※ 都市再生特別措置法第88条第1項の規定による届出(建築行為に限り)をした者が、同条第3項に基づき、住宅等の立地を適正なものとするために行われる市町村長の勧告を受け、これに従わなかった場合に、同条第5項に規定する公表の措置を受けるものです。

2025年4月

【申請者・代理人・物件所在地】
設計検査申請書の第一面と同様に記入してください。

【誓約事項】
誓約事項をお読みいただき、チェックボックスにチェック(□から■に変更)を入れてください。

【区域の確認フローチャート】
建設・購入予定の物件が【Step1】から【Step3】までの各区域に該当するか否かを建築確認書類、建築計画概要書等により確認し、それぞれチェックボックスにチェックを入れてください。

【金利引下げの可否】
フローチャートにしたがって、建設・購入予定の物件が金利引下げ制度を利用できるか否か確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。

【急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域に該当しないことの確認】
災害危険区域内の物件で急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域に該当しない場合のみ記入してください。
急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域に該当しないことを確認した方法に合わせて、「各都道府県、市区町村が公表しているハザードマップ等で確認」欄又は「区域が確認できる機関等(例：土木事務所)に確認」欄のいずれかのチェックボックスにチェックを入れてください。
各都道府県、市区町村が公表しているハザードマップ等で確認した場合は、ハザードマップ等の写しを検査機関に提出することが必要です。
区域が確認できる機関等に確認した場合は、確認日、確認先の土木事務所名及び確認者名を記